五　判定連結親法人の判定対象年度開始の日において判定連結親法人及び各連結子法人等の全てがその設立の日（第二十七条の四第十三項第一号に規定する設立の日をいう。以下この号において同じ。）の翌日以後三年を経過していないこと（次に定めるところにより特定合併等に係る合併法人等の設立の日をみなした場合においても判定対象年度開始の日において判定連結親法人及び各連結子法人等の全てがその設立の日の翌日以後三年を経過していないことに該当する場合に限る。）。

イ　法人を設立する特定合併等が行われた場合には、当該特定合併等に係る被合併法人等のうちその設立の日（既にイ又はロの規定により当該被合併法人等の設立の日とみなされた日）が最も早いものの設立の日をもつて当該特定合併等に係る合併法人等の設立の日とみなす。

ロ　特定合併等（法人を設立するものを除く。）が行われた場合において、当該特定合併等に係る被合併法人等の設立の日（既にイ又はロの規定により当該被合併法人等の設立の日とみなされた日）がある場合には、その設立の日とみなされた日）が当該特定合併等に係る合併法人等の設立の日（既にイ又はロの規定により当該合併法人等の設立の日とみなされた日がある場合には、その設立の日とみなした日）よりも早いときは、当該被合併法人等の設立の日をもつて当該合併法人等の設立の日とみなす。

13　法第六十八条の九第八項第五号の二に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　前項第一号に掲げる事由に該当する場合（同項第二号から第五号までに掲げる事由に該当する場合を除く。）　イに掲げる金額をロに掲げる月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額

イ　判定連結親法人に係る各基準年度の連結所得の金額の合計額から前項第一号に掲げる事由により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額に相当する金額を控除した金額

ロ　イに規定する各基準年度の月数の合計数

二　前項第二号に掲げる事由に該当する場合（同項第三号から第五号までに掲げる事由に該当する場合を除く。）　イに掲げる金額及び合併等調整額（各被合併法人等のロに掲げる金額を合計した金額をいう。次号イ及び第四号イにおいて同じ。）の合計額を三で除して計算した金額

イ　前号イに掲げる金額（同号ロに掲げる月数が三十六を超える場合には、当該金額を当該月数で除し、これに三十六を乗じて計算した金額）

ロ　各対象特定合併等（前項第二号に規定する連結完全支配関係にあつた法人を合併法人等とするものにあつては、その連結完全支配関係を有しなくなつた日前に行われたものに限る。ロにおいて同じ。）に係る各被合併法人等ごとの次に掲げる金額の合計額（当該対象特定合併等に係る被合併法人等の当該合計額に加算調整額（イに掲げる金額又は他の対象特定合併等に係る被合併法人等の次に掲げる金額の合計額をいう。）の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。）

(1)　判定対象年度開始の日又は当該対象特定合併等の日のいずれか遅い日から起算して三年前の日（(1)において「修正基準日」という。）から当該対象特定合併等の日の前日までの期間（(1)において「修正基準期間」という。）内に終了した当該対象特定合併等に係る被合併法人等の各連結事業年度（当該修正基準期間内に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、当該修正基準期間内に終了した連結事業年度（当該修正基準期間内に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）がない場合（当該対象特定合併等が合併以外のものである場合に限る。）又は当該各連結事業年度（当該修正基準期間内に終了した当該被合併法人等の事業年度を含む。）の月数の合計数が当該修正基準期間の月数に満たない場合には当該被合併法人等の当該修正基準日を含む連結事業年度（当該修正基準日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）開始の日前一年以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）を含む。(1)において「被合併等連結事業年度」という。）の連結所得の金額（当該連結所得に対する法人税の額につき法人税法第八十一条の三十一の規定の適用があつた場合には同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額に相当する金額を控除した金額とし、連結事業年度に該当しない事業年度にあつては所得の金額（当該所得に対する法人税の額につき同法第八十条の規定の適用があつた場合には、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額）とする。）の合計額（当該被合併等連結事業年度の月数の合計数が修正基準期間の月数を超える場合には、当該合計額を当該被合併等連結事業年度の月数で除し、これに当該修正基準期間の月数を乗じて計算した金額）

(2)　当該対象特定合併等に係る被合併法人等の当該対象特定合併等の日を含む設立事業年度（当該被合併法人等の設立の日を含む連結事業年度（当該設立の日を含む事業年度）をいい、判定対象年度終了の日以前に終了するものに限る。）の連結所得の金額（連結事業年度にあつては、所得の金額）から当該連結所得に対する法人税の額につき法人税法第八十一条の三十一の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額（当該所得に対する法人税の額につき同法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額を含む。）に相当する金額を控除した金額を当該設立事業年度の月数で除し、これに当該設立事業年度開始の日から当該対象特定合併等の日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

三　前項第三号に掲げる事由に該当する場合（同項第四号又は第五号に掲げる事由に該当する場合を除く。）　イに掲げる金額及び連結開始等調整額（判定連結親法人及び各連結子法人等のロに掲げる金額を合計した金額をいう。次号イにおいて同じ。）の合計額を三で除して計算した金額

イ　前号イに掲げる金額及び合併等調整額の合計額

ロ　判定連結親法人又は連結子法人等ごとに、(1)及び(2)に掲げる金額の合計額（(1)の各事業年度の月数及び(2)の各連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度の月数の合計数（ロにおいて「総月数」という。）が基準日から判定連結親法人又は連結子法人等の前項第三号の承認を受けた日の前日までの期間（ロ及び次項第一号ハ(2)において「承認前判定期間」という。）の月数を超える場合には、当該合計額を総月数で除し、これに当該承認前判定期間の月数を乗じて計算した金額。ロにおいて「個別所得等金額」という。）に(3)に掲げる金額を加算した金額（当該金額に加算調整額（イに掲げる金額又は他の連結子法人等若しくは判定連結親法人の個別所得等金額に(3)に掲げる金額を加算した金額をいう。）の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。）

(1)　判定連結親法人又は連結子法人等のその承認前判定期間内に終了した各事業年度の所得の金額（当該各事業年度のうち判定連結親法人が法人税法第二条第六号に規定する公益法人等に該当していた事業年度にあつては、同条第十三号に規定する収益事業から生じた所得の金額に限る。）の合計額から当該各事業年度の所得に対する法人税の額につき同法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額

(2)　判定連結親法人又は連結子法人等のその承認前判定期間内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額（当該連結所得に対する法人税の額につき法人税法第八十一条の三十一の規定の適用があつた場合には、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額に相当する金額を控除した金額）の合計額

(3)　判定連結親法人又は連結子法人等の(2)に規定する各連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日からその終了の日までの間に判定連結親法人又は連結子法人等との間に連結完全支配関係を有しなくなつた各連結法人（判定連結親法人及び連結子法人等を除く。）のその承認前判定期間内に終了したその有しなくなつた日の前日を含む事業年度（当該連結完全支配関係を有することとなつた日前に終了した事業年度を除く。）の所得の金額（当該所得に対する法人税の額につき同法第八十条の規定の適用があつた場合には、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額）の合計額